令和 5年 9月 8日
鳥取県農業共済組合

# 適格請求書発行事業者　当組合登録番号のお知らせ

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、当組合の適格請求書発行事業者登録番号を下記の通りお知らせいたします。

記

１．当組合適格請求書発行事業者登録番号　　T4270005005121
　　登録年月日　　令和5年10月1日

２．問い合わせ先
　　鳥取県農業共済組合　本所
　　総務部総務課
　　TEL:0858-37-5631
　　FAX:0858-37-4121

以上